

法 学 号 外

平成 30 年 5 月 9 日

各 私 立 学 校 長
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成30年5月1日

各国公立大学事務局
各国公立高等専門学校事務局
各大学共同利用機関法人事務局
各施設等機関事務局
各特別の機関事務局
公立学校共済組合事務局 御中
日本私立学校振興・共済事業団事務局
各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
各独立行政法人事務局
各研究開発法人事務局

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力について（依頼）

児童虐待の防止については、かねてより格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

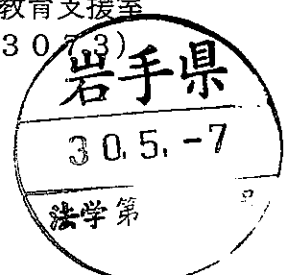
深刻化する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組の推進のため、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、貴管下をはじめ多くの方々の御協力のもと、集中的な広報・啓発活動を行っているところで

す。
平成30年度においても、引き続き、11月を「児童虐待防止月間」と位置づけ、各種の取組を行うとともに、国民一人一人が児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目的として、〔別添1〕のとおり、厚生労働省が「児童虐待防止推進月間」における標語の公募を行うこととなりました。

については、〔別添2〕の平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱を御参照いただき、関係職員及び学校その他の関係機関・団体等や児童生徒・学生に対して本標語募集の趣旨の周知を図るとともに、積極的な標語の応募について、格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会担当課におかれては、域内の市町村教育委員会担当課へ御周知いただきますようお願いいたします。

<担当> 生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室
電話 03-5253-4111（内線3073）





子家発 0420 第 2 号
平成 30 年 4 月 20 日

文部科学省生涯学習政策局長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力依頼について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を行っていますが、平成 30 年度も、児童虐待防止推進月間の取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行います。

つきましては、別添の平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱を御参照頂き、文部科学省の職員及び関係機関・団体等に対する本標語募集の趣旨の周知を図って頂くとともに、職員等の積極的な標語の応募について、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成 16 年度から実施）。

平成 30 年度も、この取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行います。

2. 募集内容および応募資格

(1) 募集内容

児童虐待問題に関し、上記の趣旨を簡潔に表現し、国民一人一人の意識啓発を図るのにふさわしい、覚えやすい標語。

(2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

3. 募集期間

平成 30 年 4 月 20 日（金）から 6 月 19 日（火）

※ 郵送の場合は、当日消印有効とします。

4. 応募方法

(1) 応募にあたっての注意点

- ご自身で創作した未発表の作品に限ります。
- 作品は一人につき 1 作品応募可能です。
※ 2 作品以上応募の場合は無効です。
- 応募作品は、返却いたしません。
- 指定の応募方法による応募以外は無効です。

(2) 個人で応募する方法

郵便はがきに作品と郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号をご記入の上、下記の宛先へ郵送してください。

電子メールによる応募も可能です。その場合、記入いただく内容は、郵便はがきによるものと同様です。

(3) 学校などで複数人の作品をまとめて応募する場合

(学校以外でまとめて応募することも可能です)

① 郵送で応募する場合

1 作品ごとに必ず学校名、学年、氏名、年齢を記入してください。

作品を書いた紙(応募数分)と、連絡先(学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名)を記載した紙(1枚)を同封のうえ下記宛先まで郵送してください。

② 電子メールで応募する場合

作品を一覧表にまとめ、メールで送付してください。一覧表には作品ごとに学校名、学年、年齢、氏名を記入してください。一覧表の余白やメール本文に、必ず連絡先(学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名)を記載してください。

(4) 応募宛先

厚生労働省から委託を受けた児童虐待防止推進月間標語募集事務局へ応募してください。

※ 個人情報は本標語選定以外の目的には利用しません。

① 郵送の場合

※ 住所 千310-0004

茨城県水戸市青柳町 3896 番地

※ 宛名 東水戸データサービス株式会社 標語募集担当 宛

② 電子メールの場合

※ gekkan-hyougo@e-hds.com

・メールの題名は「標語の応募」としてください。

・ファイルを添付する場合は、Word、Excel、一太郎又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。

5. 選 定

1 作品を最優秀作品(厚生労働大臣賞)として決定します。

6. 発 表

最優秀作品は、9月以降に本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページなどで発表します。

7. 表彰

10月28日(日)に開催予定の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」(宮城県仙台市)で、賞状を授与します。(予定)

8. 標語の活用

今回の募集により選定した標語(最優秀作品)は、国で作成する啓発ポスターに使用するほか、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。

なお、著作権は厚生労働省に帰属します。

9. 問合せ先

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室
TEL : 03-5253-1111 (内線 : 4898)

(参考) 過去の標語最優秀作品(平成17年度より実施)

平成17年度	気づいたら 支えて 知らせて 見守って
平成18年度	あなたの「もしや」が子どもを救う。
平成19年度	きこえるよ 耳をすませば 心のさけび
平成20年度	助けての 小さなサイン 受け止めて
平成21年度	守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ
平成22年度	見すごすな 幼い子どもの SOS
平成23年度	守るのは 気づいたあなたの その勇気
平成24年度	気づくのは あなたと地域の 心の目
平成25年度	さしのべた その手がこどもの 命綱
平成26年度	ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪
平成27年度	「もしかして」 あなたが救う 小さな手
平成28年度	さしのべて あなたのその手 いちはやく
平成29年度	いはやく 知らせる勇気 つなぐ声

